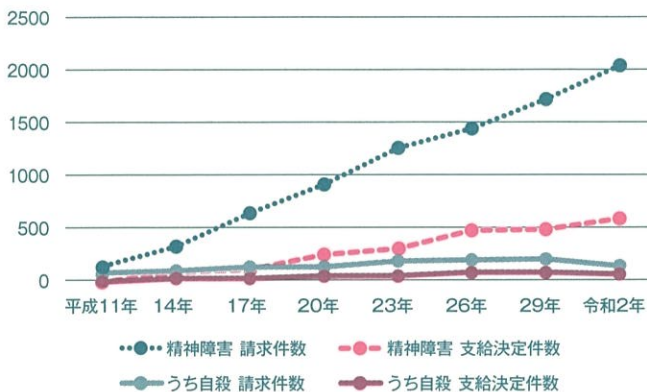


労災認定  
基準の改定を  
求めます

# 精神障害の被災者を 救済する仕組みへ

## 精神障害の特性をふまえた改訂を

### 申請件数は増え続けている



精神障害の労災認定基準の改訂が進められています。精神障害の労災申請は年々増加。しかし、労災認定される人は申請者の約3割です。現在の認定基準が精神障害の特性や労働者の働き方の変化に対応したもとはなっていないのです。被災者・遺族に多大な立証責任を負わせ、申請すらできない状況もあります。コロナ禍により、長時間・過密労働やストレスが増大しています。労働者のいのちと健康、家族の生活を守るために、精神障害の労災認定基準の実効ある改善を求めます。

## 現行の労災認定に特に必要な改善点

### ■ 発病日の特定に十分な調査を

労災では発病の原因が仕事上のものであるかどうか調査されます。しかし、精神疾患、特に自死事案では「発病日」の特定が極めて困難です。疾患の特徴を踏まえた十分な調査を要求します。

### ■ 発病後の業務起因性を認めること

軽いストレスで発症した後、長時間労働やパワハラで自死に至るケースが見られます。治療しながら復職に取り組むことは厚労省でも推奨されています。発病後の増悪についても、評価の対象としてください。

### ■ 被災者本人基準の総合的な評価を

ストレスの受け止め方は一人ずつ違います。新人や業務の軽減を受けながら働く人もいます。ストレスの負荷の評価は、「同種の労働者」基準でなく、「本人」を基準に「総合的に」行ってください。

### ■ パワハラの判断には本人意見を最大限尊重すること

ハラスメントによる精神疾患が増えています。しかし特に「パワーハラスメント」を証明することは申請者にとって大きな壁になっています。本人の申し立てを最大限に尊重し認定にあたって下さい。

### ■ 労災認定担当の職員の増員を

労災請求件数の伸びに対して処理件数がおいついていません。少ない担当者に無理がかかり、不十分な調査となることも生まれています。労災認定を担当する職員の増員をお願いします。



請願署名にご協力ください



働くもののいのちと健康を守る全国センター

# 精神障害の労災認定基準改定にあたっての 請願署名

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

精神障害の労災申請は、年々増加し2019年には2000件を超えました。しかし、業務上と認定される人は申請者の約3割にとどまっています。現行の認定基準やその運用が職場の実態や精神疾患の特徴を十分に踏まえたものになっていないからです。労災保険の目的は、「労働者の迅速かつ公正な保護、社会復帰の促進、安全及び衛生の確保をはかり、もって労働者の福祉の増進に寄与すること」です。自殺者は2000年前後をピークに減少していましたが、「勤務問題」を理由とする自殺は減っていません。また、コロナ禍は、エッセンシャル労働者を中心とした長時間労働やストレスの増大、テレワークの拡大など、働き方・労働者のおかれた現状がさらにストレスフルになっていると言わざるをえません。パワーハラスメントの相談も急増しています。労災保険法の目的・趣旨に沿った労災認定基準の見直し・改定を行うよう、下記の要請を行います。

## 要請事項

- 1 発病日の認定については十分な調査をすること。
- 2 発病後の症状の悪化についての業務起因性を認めること。
- 3 被災者本人を基準に急性・慢性のストレスを総合的に評価すること。
- 4 パワーハラスメントの判断は被災者本人の意見を第一義的に尊重すること
- 5 労災認定を担当する職員を大幅に増員すること。

氏 名	住 所

※この個人情報は請願以外には使用しません